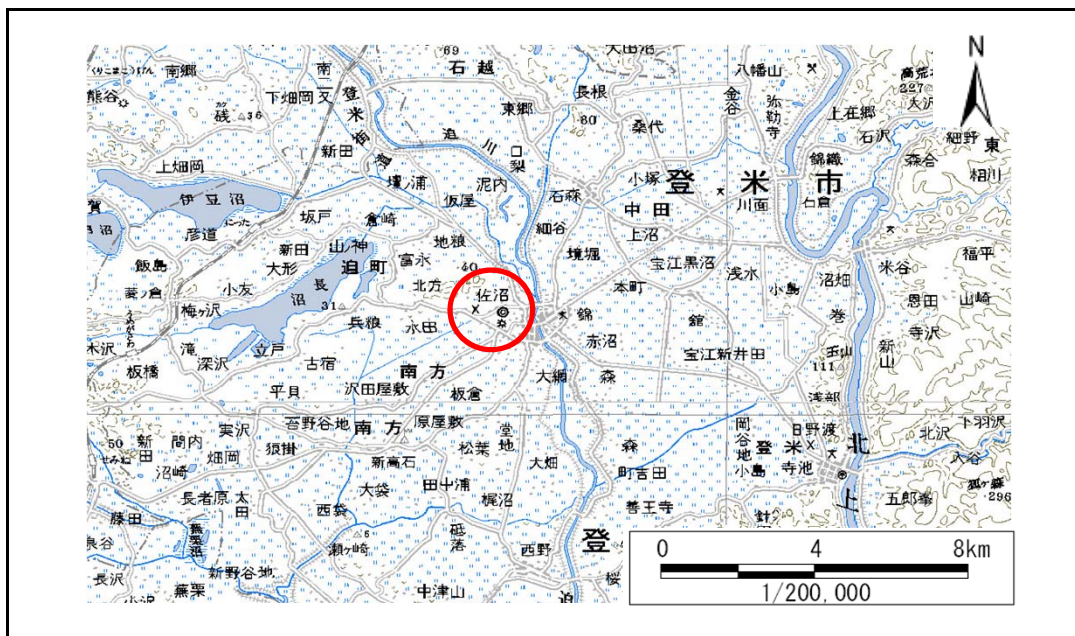


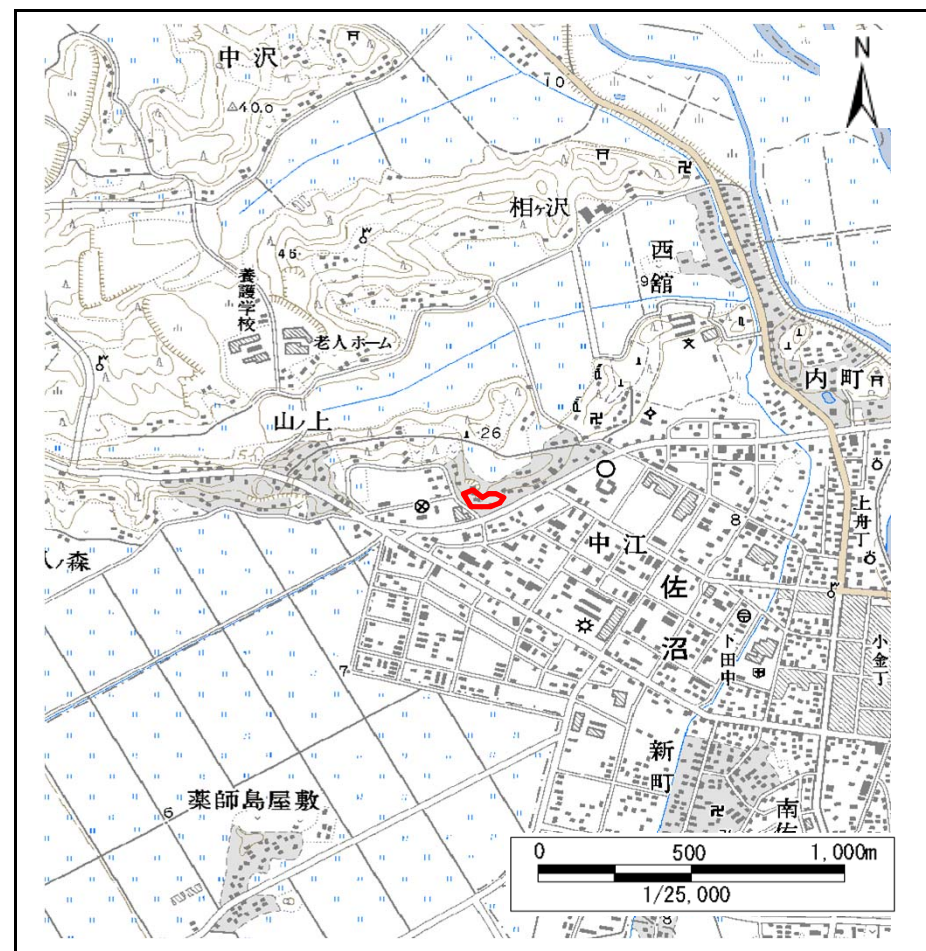
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1568(1321001568)
箇所名	山ノ上の1
所在地	登米市迫町北方字山ノ上
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

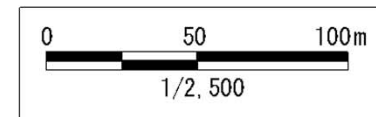
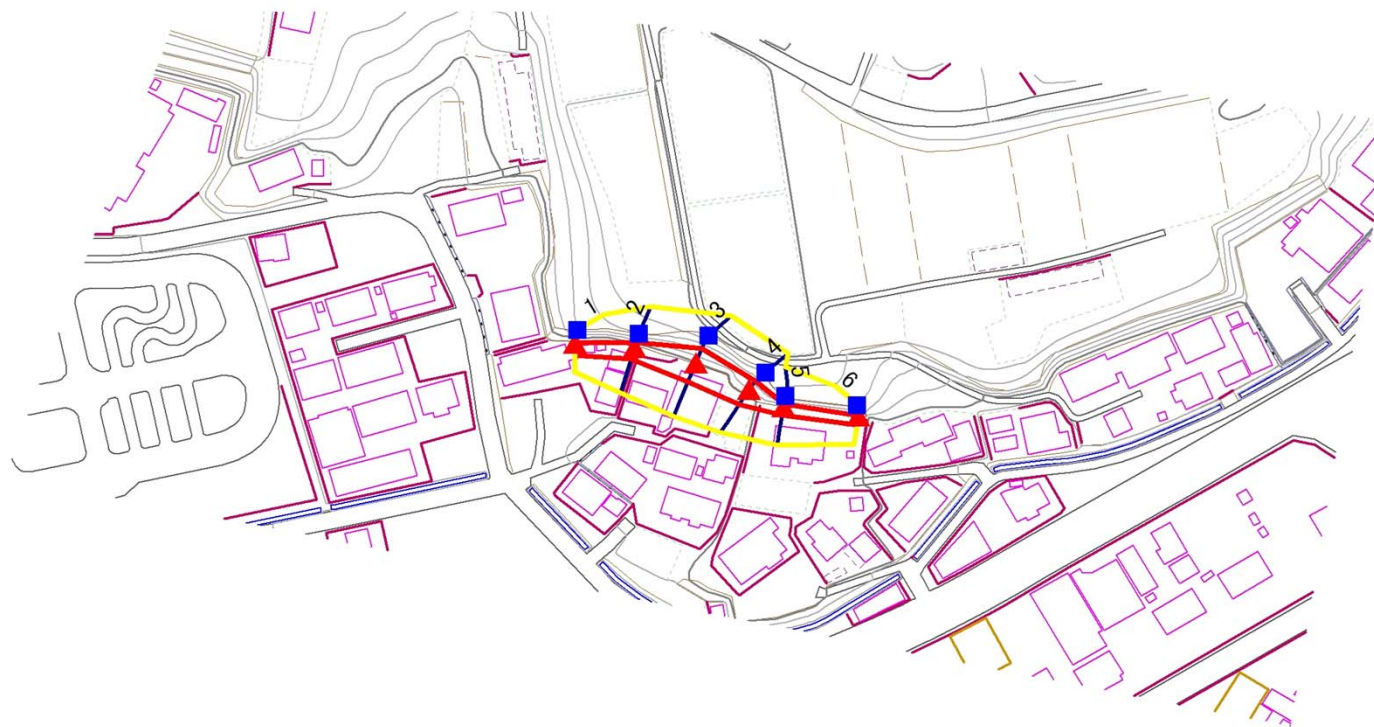
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものです。(承認番号 平23情複、第421号)

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

調査年度	平成22年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1568(1321001568)	箇所名	山ノ上の1	所在地	登米市迫町北方字山ノ上
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	-------------



危険のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	■
著しい危険のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	■
	■
それ以外の区域	■

凡例	■ 上端	— 横断測線
	▲ 下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1568(1321001568)	箇所名	山ノ上の1	所在地	登米市迫町北方字山ノ上
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	-------------

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	52.3	1.0	-	-	12.0	2.4	~								
2 ~ 3	-	-	91.8	1.0	-	-	12.0	2.4	~								
3 ~ 4	-	-	91.8	1.0	-	-	10.3	2.1	~								
4 ~ 5	-	-	77.8	1.0	-	-	12.6	2.5	~								
5 ~ 6	-	-	40.9	1.0	-	-	12.6	2.5	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								